医療機器等賃貸借契約条項（単価契約）

（総則）

第１条　乙は、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図面、見本及び図書に定めら

れた物品（以下「本装置」という。）を本契約の安全性を確認し、在宅患者（以下「使用者」とい

う。）のために行われるものであることを認識し契約条項を遵守の上、賃貸借等の業務を行い、甲

はその代金を乙に支払うものとする。また、本契約は、契約期間中に甲乙の間に締結される一切の

本装置の賃貸借及び保守点検業務に関する契約について、適用されるものとする。

（発注）

第２条　乙は甲の、「発注・要求書」による発注に基づき業務を実施する。

（引渡し）

第３条　乙は契約に定める引渡し期日に、同じく甲が指定する場所において、本装置を甲に引き渡す。ただし、天災地変等の不可抗力の事情によって引渡しが遅延した場合は、乙はその責任を免れるものとする。

２ 乙は、引渡し場所に本装置を搬入、設置し、試運転を行うものとする。

３ 甲は本装置を甲から借り受けてこれを使用する使用者に対し、引渡し期日の前日までに本装置の

設置場所において本装置の設置受入れ準備を完了させるものとする。

４ 乙は、本装置の設置に当たっては、使用者に使用方法、緊急時・故障時の連絡方法等について十

分に説明の上、これを承知させ印刷物として本装置にも添付するものとする。

５ 本装置の試運転が完了し乙がこの旨を使用者に通知した時に本装置の引渡しが完了したものとす

る。乙は、本装置の引渡しが完了した時は、「緊急連絡方法　確認書<在宅用>」を作成し使用者の確認を得た後、甲に提出しなければならない。

６ 本装置の引渡し前に生じた本装置の滅失、破損、変質その他一切の障害は、甲の責に帰すべきも

のを除き乙の負担とする。

（確認）

第４条　乙は、1暦月の履行実績を「使用明細書」により届け出なければならない。

２ 甲の指定する検査官は、通知を受けた日から１４日以内に確認を行うものとする。

（代金の請求及び支払）

第５条　甲は、乙に対し本装置の賃貸借及び保守点検業務の対価を支払う。

２ 乙は、毎月分の賃貸借料を計算し、甲に請求する。甲は、本装置の賃貸借及び保守点検業務の委

託の開始及び終了が1暦月の途中であっても、それぞれ当該暦月1月分の賃借及び委託料を乙に

支払うものとする。

３ 請求金額は、各品目ごとの単価に確定数量を乗じて得た額の合計金額とする。

４ 甲は、審査のうえ請求書を受領した日から３０日以内に賃貸借及び委託料を振り込み、支払うも

のとする。

（支払遅延利息）

第６条　甲は、第５条第４項に定める約定期間内に代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の

翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払金額に対し翌日時点における財務省告示による

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等甲の責に帰することができない理由による場合には、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（遅滞金）

第７条　乙は、契約物品等の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に

対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければ

ならない。

（定期保守点検）

第８条　乙は、本装置の引渡し完了後、仕様書に基づいて定期保守点検を行うものとし、これに係る

費用は乙がこれを負担する。

２ 乙は、前項の点検終了後の都度、「点検報告書」を作成し使用者の確認を得た後、甲に提出する。

（故障の対応）

第９条　本装置に故障が発生した時は、甲は直ちに自ら又は使用者をして乙にその旨通知するもの

とする。

２ 甲又は使用者から乙に通知のあった本装置の故障及び前条に定める定期保守点検において発見

された故障については乙が修理する。ただし、本装置の誤操作等乙の責によらない事由により生じ

た故障の修理については乙が有償でこれを修理する。

３ 乙は、甲又は使用者から修理の要請があった場合にはその修理に当たるものとし、修理終了後、

「点検報告書」を作成し使用者の確認を得て、甲に提出する。

４ 本修理の装置が長時間にわたる場合は、乙は、本装置の代替装置を速やかに設置するものとする。

（回収）

第１０条　使用者が甲の指示等により本装置の使用を中止した場合は甲はこの旨乙に連絡するもの

とし、乙は本装置の回収をする。

（装置の更新）

第１１条　契約により取り決められた事由又は乙からの申し出により、甲がこれを認めて本装置を

更新する場合は、乙は速やかに契約に定める引渡し場所において更新された装置を甲に引き渡す。

この場合、既存の装置については、乙が責任もって回収するものとする。

（甲の注意義務等）

第１２条　甲は、自ら又は使用者をして本来の用法に従い善良なる管理者の注意をもって本装置を

使用するものとする。

２ 甲は、自ら又は使用者をして乙に無断で本装置の改造その他本装置に変更を生ぜしめるような

一切の行為をしてはならない。

３ 甲は、本装置を使用させるに当たって、主治医の処方及び別途乙が甲に交付する本装置の取扱説

明書に従い正しくこれを使用させるものとする。

４ 甲は、自ら又は使用者もして自己の責任において本装置を使用するものとする。

５ 甲は、故障又は停電等による本装置の作動停止について、あらかじめ使用者に対し乙との取り決

めに基づき、適切な指導及び指示を行うものとする。

６ 甲は、使用者が本装置の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知する。

（乙の注意義務等）

第１３条　乙は業務の質の低下を招かないよう配慮すること。

２ 乙は甲及び使用者の承諾を得て本装置の設置場所に立ち入り、本装置の保管及び使用状況につ

いて検査することができる。

３ 乙及び乙の従業員並びに乙の保守点検業務の遂行に必要な業者は、業務上知り得た甲及び使用

者の秘密を他人に漏らしてはならない。

（所有権の保全）

第１４条　甲は本契約に基づく本装置の賃貸借を他の者のために譲渡し又は担保に供したりせず、

乙の事前の了解なしに本装置を他の者に使用させないものとする。

（賠償責任）

第１５条　甲が乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合は、乙は甲に対してその

損害の責を負うものとする。賠償の程度、方法については甲乙協議の上決定する。

２ 乙は本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（賃貸借の契約不適合）

第１６条　甲は、乙が行った賃貸借の完了後に本装置の契約不適合がある場合は、乙にただちに通知

し、相当の期限を定めて契約不適合の修補等とともに、当該契約不適合により通常生ずべき損害に

対する損害賠償の請求をすることができる。

２ 修補等の請求又は解除の通知は、契約履行の完了日（乙が当該契約不適合を知りつつ甲に告げな

かった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。

３ 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。

（契約の解除）

第１７条　甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解除し又は本契約の一部を変更しようとす

るときは、１ヶ月前までに相手方に申出、協議することとする。ただし、次の各号のいずれかに該

当した場合は、甲は乙に事情の説明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができ

る。この場合において、乙に障害が生じても甲はその責を負わないものとする。

（１）乙が、正当な理由がなく本契約を履行しなかったとき。

（２）乙が、行政庁の処分をうけたとき。

（３）乙が、本契約に違反したとき。

（４）乙が、本契約の履行が困難とみなしうる客観的事由が生じたとき。

（５）乙が、違反行為を行い、本装置の保守点検業務の遂行ができないと甲が認めるとき。

（個人情報の遵守）

第１８条　甲及び乙は、個人情報の取扱いに際して、「個人情報の保護に関係する法律（平成１５年

　法律第５７号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、乙は、次の各号について

善良なる管理者の注意を持って、契約を履行するものとする。

（１）個人情報の漏えい等の防止策の構築

（２）再委託の場合、事前に書面による甲の承認

（３）個人情報の利用及び第三者への提供・漏えいの禁止

（４）個人情報を複製する場合、事前に書面による甲の承認

（５）個人情報の管理に関する定期的検査の実施とともに、甲が必要と認めた場合、乙は甲の求める

個人情報の管理に関する質問、資料の提出及び関係場所への立入調査への許可事故が発生した

場合、速やかに甲への報告

（６）違反した場合、甲による契約の解除

（その他）

第１９条　取引に係わる消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条、地方消費税額は、地方

税法第７２条の８３の規定に基づく額である。

２ この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

３ 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

４ 乙は、この契約書に記載のない事項でも、甲の指示に従う慣行がある事項については、その指示

に従わなければならない。

５ 甲及び乙は、この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものと

する。

６ この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第２０条　この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所川越支部の管轄に属するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。